

ふくい外国人コミュニティリーダー 設置要綱 <くわしく 説明する 紙>

(目的)

第1条 福井県に住む外国人などに「ふくい外国人コミュニティリーダー」になってもらい、みんなで協力して外国人が安心して暮らせる福井県をつくります。

(言葉の意味)

第2条 言葉の意味を説明します。

- (1) 外国人など 出入国管理 及び 難民認定法 第2条の2に あてはまる人、この要綱の第4条に あてはまる 日本人
- (2) 外国人コミュニティ 国、宗教、仕事、趣味、今 住んでいる ところ などが 同じ 人たちの つながり
- (3) SNS など インターネットを 使って 情報を 届ける 手段 (Facebook、Twitter、LINE など)

(リーダーに お願い すること)

第3条 リーダーに お願い することは 次のとおり です。

- (1) 役所や 自治会 <近くに 住んでいる 人たちが 作る会> などからの 生活に 必要なお知らせや、地震や 台風などの 災害の 情報を SNS などを使って 外国人コミュニティに 知らせて ください。
- (2) 役所や 国際交流協会が おこなう アンケート調査に 協力して ください。
- (3) 役所や 国際交流協会が おこなう 災害の 訓練や 研修会に 参加して ください。
- (4) リーダーの 活動について、年1回 意見や アドバイスをして ください。
- (5) これ以外にも、目的を 達成する ために 必要な 活動をお願ひ することが あります。

(リーダーに なるための 要件 <必要なこと>)

第4条 次の(1)から(3)の すべてに あてはまる 人が、リーダーに なることが できます。

- (1) 福井県に 住んでいる 人
- (2) やさしい日本語で 書いてある 情報を 自分の 国の 言葉で 伝えることが できる 人
- (3) 県内の 外国人コミュニティに SNSなどを 使って 情報を 伝えることが できる 人

(委嘱 <リーダーを お願い すること>)

第5条 リーダーは、自薦 <自分で応募すること> した人と、市町などが 推薦した 人の なかから 福井県知事が 委嘱 します。

(リーダーを お願いする 期間)

第6条 リーダーは 1年間 任せます。ただし、期間が 終わる 時に リーダーか 知事から やめる 希望が なければ、継続 <リーダーを続けること> します。

(応募・推薦の 手続き)

第7条 リーダーに 応募 または 推薦する ときは、次の 書類を 県に 提出して ください。

- (1) 候補者 情報 (様式1)
- (2) 候補者の 顔写真
- (3) 在留カードの 写し

(リーダーに 渡すもの)

第8条 リーダーには 県の 予算 <決まった お金> のなかから、活動費 <活動するた めのお金> を 渡します。

第9条 リーダーには 県の 予算の なかから、次のものを 渡します。

- (1) リーダー証
- (2) 県、市町の チラシや パンフレットなどの 刊行物
- (3) これ以外に、知事が 必要と 考える 物

(住所などが 変わったとき)

第10条 応募した 時から 住所や 電話番号などが 変わった ときは、できるだけ 早く 県に 連絡して ください。

(解嘱 <リーダーをやめること>)

第11条 知事は、リーダーが 次の (1) から (6) の どれかに あてはまる ときは、リーダーを 解嘱 します。

- (1) 応募した 時の 情報に うそが あったとき
- (2) リーダーから やめたいと 連絡が あったとき
- (3) リーダーが 事業の 目的を 破ることを したとき
- (4) 第3条の 活動が できなく なったとき
- (5) 第4条の 要件に あてはまらなく なったとき
- (6) これ以外に、知事が リーダーとして ふさわしくないと 考えたとき

(その他)

第12条 これ以外に 必要な ことは、別に 決めて います。

附則 この 要綱は、令和2年 6月 1日から 施行 <法律が始まること> します。

附則 この 要綱は、令和3年 4月 1日から 施行 します。